

(別紙 1 - 参考)

常総市被災中小企業事業継続支援補助金 補助対象経費

経費区分	内容
1. 機械設備等費	事業再開・継続に必要な機械設備等の購入等に要する経費
2. 広報費	事業再開・継続に資するパンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
3. 展示会等出展費	事業再開・継続のため商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4. 旅費	事業再開・継続に必要な情報収集（単なる視察・セミナー等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）のための旅費
5. 開発費	商品の試作品開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6. 資料購入費	事業再開・継続に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
7. 役務費	事業再開・継続に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
8. 借料	事業再開・継続に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
9. 専門家謝金	事業再開・継続に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
10. 専門家旅費	事業再開・継続に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
11. 委託費	上記 1. から 11. に該当しない経費であって、事業再開・継続に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費 （市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）
12. 外注費	上記 1. から 11. に該当しない経費であって、事業再開・継続に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 （店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）